

職場内での掲示・回覧をお願いいたします。

全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

もっと
知りたい!

上手な医療のかかり方



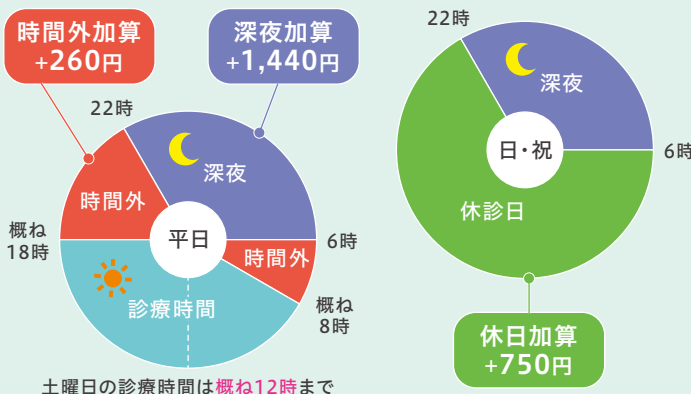
1 時間外受診は割増料金に注意!

医療機関が表示する診療時間以外に受診すると、原則として通常の診療費用のほかに、「**時間外加算**」の医療費が加算されます。また、夜間や休日は医療体制が縮小されているため限られた検査や治療しか行えない場合が多く、後日、診療時間内に改めて受診する必要があるなど、結果的に時間もお金もかかってしまいます。緊急時や急病時以外は、できる限り診療時間内の受診を心がけましょう。

時間外受診について詳しくはこちら



割増料金のイメージ(3割負担の場合)



2 はしご受診は身体に負担がかかる?

はしご受診とは、同じ病気やケガで複数の医療機関を受診することです。医療機関を変える度に治療の進行度が振り出しに戻ってしまうため症状の回復が遅れるだけでなく、度重なる検査や投薬等により身体への負担も増します。加えて、受診の度に初診料等の診療代がかかり、再診と比較して負担額が大きくなります。治療方針に不安や疑問があるときは、担当医に相談しましょう。



信頼できる「かかりつけ医」を見つけておくことも大切です。

はしご受診について詳しくはこちら



3 ジェネリック医薬品を積極的に選ぶ

ジェネリック医薬品とは、従来の先発医薬品と品質・効き目が同等であると国が認めたお薬です。先発医薬品の特許が切れたあとに製造されるため、**先発医薬品よりも3~6割程度安くなる**場合が多く、医療費を節約できます。特に長期服用のお薬だと大きな節約効果が期待できます。



ジェネリック医薬品について詳しくはこちら



急なお子様の体調不良には
静岡こども救急電話相談 (#8000番) をご利用ください



病院を受診すべきか、様子を見ても大丈夫か、看護師や小児科医が電話でアドバイスします

《相談受付時間》 365日24時間

《相談対象者》 概ね15歳までのこどもの保護者等

《電話番号》 局番なしの「#8000」/ 県境の一部地域(熱海市泉、裾野市茶畑の一部)は「054-247-9910」

※明らかに重症の場合は、迷わず119番をご利用ください

窓口での支払額を抑えるには…



限度額適用認定証

をご利用ください

健康保険の制度では、事前に申請して交付される**限度額適用認定証**が、あとから払い戻しを受ける**高額療養費**を申請いただくことによって、医療費を自己負担限度額まで抑えることができます。入院等で高額な医療費が予想される場合は、限度額適用認定証の申請をご検討ください。

限度額適用認定証 Q&A

Q1 高齢受給者証を持っている場合でも限度額適用認定証の申請は必要ですか？

A1 医療費の負担割合が3割の方は、被保険者の標準報酬月額(※)によっては申請が必要です。

※被保険者が事業主から受ける毎月の給料等の報酬を区切りのよい幅で区分したもの

標準報酬月額	26万円以下	28万～79万円	83万円以上
限度額適用認定証の申請	不要(※)	必要	不要

※住民税が非課税の方は申請が必要です

Q2 住民税が非課税なのですが、軽減制度はありますか？

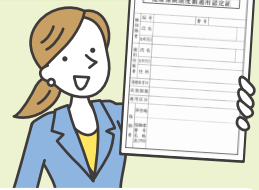
A2 被保険者が住民税の非課税者で、標準報酬月額が一定基準に満たない場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となります。ご提出いただく申請書も異なりますので、ご注意ください。

限度額適用・標準負担額減額認定申請書のダウンロードはこちらから



Q3 持っている限度額適用認定証の有効期限が切れそうです。新しいものは届きますか？

A3 限度額適用認定証は自動更新されません。有効期限後も引き続き必要な方は、改めてご申請いただきますようお願いいたします。



お問い合わせ先 業務グループ/TEL.054-275-6601

オンライン資格確認が導入されている医療機関を受診する場合

オンライン資格確認が導入されている一部の医療機関等では、限度額適用認定証がなくても、保険証もしくはマイナンバーカードを提示することで、窓口でのお支払い額を自己負担限度額までに抑えることができます。詳しくは厚生労働省HPをご確認ください▲



ご注意ください

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について、臨時的な取扱いとして申請書4ページ目の「療養担当者記入欄」の証明(医師の証明)の添付を不要としていましたが、申請期間(療養のため休んだ期間)の初日が**令和5年5月8日以降**の傷病手当金の支給申請については、他の傷病による支給申請と同様に、医師の証明が必要となりました。



医師の証明は**不要**

■申請期間 令和5年4月20日～4月30日

5月7日以前の期間

医師の証明は**必要**

■申請期間 令和5年5月10日～5月20日

5月8日を過ぎている!

お問い合わせ先 業務グループ/TEL.054-275-6601

発行者:



全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

〒420-8512

静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア
054-275-6602(企画総務グループ)